

第 2 5 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 3 0 日 (火)

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年6月30日(火) 午後1時28分から 2時00分

2. 開催場所 セタナ町役場 第1会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
委員	1番	竹	内	厚	子
	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		讓
	6番	阿	部	紹	子
	8番	坪	井	博	之
	7番	松	崎		豊
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第5	議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について
第6	議案第4号 土地現況証明願について
第7	議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	松	林		功

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長 ただいまより第 25 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さん大変どうもご苦労様でございました。
本日は、こうして全委員が顔を揃えた総会で、大変うれしく思っております。連日、暑さが戻ってきております。また、毒牙が大発生しており、農作業に支障がでてきております。私も例外に漏れず、草刈り作業中に毒牙にやられ通院、治療に一週間程度を要しました。

会長 先日、北海道農業者年金協議会総会に出席してまいりました。
その際に、北海道の生態系がすっかり変わってきたという話がでておりました。かつて北海道ではツクツクボウシは限られた地域でしかみられませんでしたでしたが、今では道東でも鳴き声が聞かれるようになってきたとのこと。また、カブトムシもどんどん増えている。また、ハチも今年は多く発生しているということでした。よう害虫、害虫が多い年なのかなあと心配しているところでございます。

会長 水稻、畑作に関しましては、一応順調に進んでいるのかなあと思っております。道東の方に伺いますと、若干牧草の収量が少ないと。干ばつ気味ではないかと話をしておりました。せたな町におきましても、松岡のダムの水量が少なく節水制限が発令になるのではと心配しております。

会長 本日の総会は、議案第 5 号まで案件がございます。
慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。
只今の出席委員は 15 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。
せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長 「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、6 番阿部委員、7 番松崎委員を指名いたします。この指名は、第 25 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。

令和 8 年 6 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 12 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 11 筆、現況地目は田、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約の申出は、借主の [REDACTED] さんからで、解約理由につきましては、当該用地を農地等売買事業（旧合理化）により購入するためとなっております。

事務局

資料 2 ページをご覧ください。

番号 13 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 7 筆、現況地目は田、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約の申出は、借主の [REDACTED] さんからで、解約理由につきましては、当該用地を農地等売買事業（旧合理化）により購入するためとなっております。

事務局

資料 3 ページをご覧ください。

番号 14 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、

事務局 ■■■■■の計 6 筆、現況地目は田、面積が合わせまして ■■■■■㎡、解約の申出は、借主の ■■■■■さんからで、解約理由につきましては、当該用地を農地等売買事業（旧合理化）により購入するためとなっております。

事務局 以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なし）

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長 「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 3 ページをご覧ください。
こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権（使用貸借権）の移転（設定）申請があったので、別紙により内容審査の上許否を決定するものとする。
令和 8 年 6 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 4 ページをご覧ください。
番号 11 番。貸主が、■■■■■、■■■■■、
■■■■■さん。借主が、■■■■■、■■■■■さん。
所在につきましては、■■■■■、現況地目は畑、面積が ■■■■■

事務局 m²、こちらの契約につきましては贈与でございます。理由につきましては、農地を譲り受け、営農に励みたいためでございます。

事務局 資料 5 ページをご覧ください。
番号 12 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
所在につきましては、[REDACTED]、現況地目は畑、面積が [REDACTED] m²、こちらの契約につきましては贈与でございます。理由につきましては、農地を譲り受け、営農に励みたいためでございます。

事務局 資料 6 ページをご覧ください。
番号 13 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
所在につきましては、[REDACTED]、現況地目は畑、面積が [REDACTED] m²、こちらの契約につきましては贈与でございます。理由につきましては、農地を譲り受け、営農に励みたいためでございます。

事務局 資料 7 ページをご覧ください。
番号 14 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 10 筆、現況地目は畑、面積が合わせて [REDACTED] m²、こちらの契約につきましては使用貸借でございまして、契約期間は 1 年間でございます。理由につきましては、農地を借り受け、営農に励みたいためでございます。

事務局 資料 8 ページをご覧ください。
番号 15 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
所在につきましては、[REDACTED]、現況地目は畑、面積が [REDACTED] m²、こちらの契約につきましては贈与でございます。理由につきましては、農地を譲り受け、営農に励みたいためでございます。

事務局 以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長 ここで、暫時休憩とします。

(約 1 分休憩)

議長 休憩を解き、会議を再開します。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。
議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案について。
農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 11 項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。
また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。
令和 8 年 6 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 14 ページをご覧ください。
番号 105・113 番。利用権の設定等を受ける者、
、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
、
の計 6 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2026 年 7 月から 2036 年 7 月までの 10 年間、単価が
円、賃貸価格は 円 、継続でございます。

事務局

資料 15 ページをご覧ください。
番号 106・114 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
の計 4 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は転作田、こちら

事務局

の契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2026年7月から2029年7月までの3年間、単価が 〇〇〇〇 円、賃貸価格は 〇〇〇〇 円、継続でございます。

事務局

資料16ページをご覧ください。

番号107・115番。利用権の設定等を受ける者、

〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。利用権の設定等をする者、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計4筆、面積が合わせまして 〇〇〇〇 m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2026年7月から2036年7月までの10年間、単価が 〇〇〇〇 円、賃貸価格は 〇〇〇〇 円、継続でございます。

事務局

資料17ページをご覧ください。

番号108・116番。利用権の設定等を受ける者、

〇〇〇〇さん。利用権の設定等をする者、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計12筆、面積が合わせまして 〇〇〇〇 m²、利用目的は転作田と採草畑、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2026年7月から2029年7月までの3年間、田の単価が 〇〇〇〇 円、畑の単価が 〇〇〇〇 円、賃貸価格は 〇〇〇〇 円、継続でございます。

事務局

資料18ページをご覧ください。

番号109・116番。利用権の設定等を受ける者、

〇〇〇〇さん。利用権の設定等をする者、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆、面積が合わせまして 〇〇〇〇 m²、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2026年7月から2029年7月までの3年間、単価が 〇〇〇〇 円、賃貸価格は 〇〇〇〇 円、継続でございます。

事務局

資料19ページをご覧ください。

番号110・117番。利用権の設定等を受ける者、

〇〇〇〇さん。利用権の設定等をする者、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計16筆、面積が合わせまして 〇〇〇〇 m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につき

ましては、2026年7月から2029年7月までの3年間、単価が 〇〇円、賃貸価格は 〇〇円、継続でございます。

番号 111・118 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃借権でございます、期間につきましては、2026年7月から2029年7月までの3年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格は [REDACTED]円、継続でございます。

番号 112・119 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
 の計 76 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田と転作田と普通畑と用悪水路、こちらの契約につきましては使用貸借でございます、期間につきましては、2026 年 7 月から 2029 年 7 月までの 3 年間、継続でございます。

番号 120・123 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計10筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2026年7月、対価の支払期限が2026年11月5日。単価につきましては、備考欄①の西丹羽の単価が [REDACTED] 円、備考欄②の丹羽の単価が [REDACTED] 円でございます。②の方は基盤整備されており使い勝手が良い田んぼでありますことから通常の価格です。①は、堤防の下の方で少し低く形状が整っておらず水が溜まったり等使い勝手が悪いための価格設定でございます。売買価

事務局

格は [] 円でございます。

事務局

資料 24 ページをご覧ください。

番号 121・123 番。利用権の設定等を受ける者、 []、 [] さん。利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 []、 []、 []、 []、 []、 []、 []、 [] の計 9 筆、面積が合わせまして [] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2026 年 7 月、対価の支払期限が 2026 年 11 月 5 日、単価につきましては、備考欄①の西丹羽の単価が [] 円、備考欄②の丹羽の単価が [] 円でございます。単価の違いにつきましては先程と同様、基盤整備されているか否かでございます。売買価格は [] 円でございます。

事務局

資料 25 ページをご覧ください。

番号 122・123 番。利用権の設定等を受ける者、 []、 [] さん。利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 []、 []、 []、 []、 []、 [] の計 8 筆、面積が合わせまして [] m²、利用目的は水田と用悪水路、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2026 年 7 月、対価の支払期限が 2026 年 11 月 5 日、田んぼの単価が [] 円、用悪水路は [] 円、売買価格は [] 円でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農地中間管理事業の促進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 土地現況証明願について】

議長 「日程第 6 議案第 4 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 7 ページをご覧ください。
土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。
令和 8 年 6 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 28 ページをご覧ください。
番号 12 番。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 4 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、公簿地目は田・畑・山林・原野、現況地目は原野と畑、利用状況につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]は平成年不詳より原野状態で、[REDACTED]、[REDACTED]は平成年不詳より畑として利用してございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者・願出者ともに [REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。
2026 年 6 月 9 日に竹内委員、大羽委員、阿部委員と現地に赴き、目視で確認し利用状況通りであることを確認しております。場所につきましては、29 ページの図 1 のとおりでございます。

事務局 番号 13 番。所在につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、公簿、現況地目共に田、利用状況につきましては令和 5 年頃までは家庭菜園として利用、それ以降は原野状態でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者が [REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。
2026 年 6 月 16 日に森委員、渥美委員、原田会長と現地に赴き、目視で確認し利用状況通りであることを確認しております。
場所につきましては、30 ページの図 2 のとおりでございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 4 号について質疑ございませんか。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案について】

議長 「日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。追加議案 1 ページをご覧ください。

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案について。

農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 11 項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。

また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。

令和 8 年 6 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 追加資料 1 ページをご覧ください。

番号 124・125 番。利用権の設定等を受ける者、

、さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、の計 4 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2026 年 7 月から 2029 年 7 月までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格は 円、継続でございます。

議長 はい。説明が終わりました。

議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長 以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 25 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 8 年 8 月 3 日

会議録署名委員

6 番

阿部 紹子

7 番

松崎 豊

議長

原 田 嘉博